

知事コメント (審査申出書の提出について)

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認の取消しに対し、10月30日付けで国土交通大臣が行った執行停止決定について、本日、地方自治法第250条の13第1項の規定に基づき、国地方係争処理委員会に審査申出書を発送しました。

審査申出の主な理由としましては、第1に、沖縄防衛局は「固有の資格」において公有水面埋立承認取消処分を受けたものであり、執行停止の申立てを行うことはできず、そのような申立てに基づき国土交通大臣が行った執行停止決定は違法であること

第2に、国土交通大臣は、内閣の一員として辺野古新基地建設を推進する立場にある者であり、沖縄防衛局の執行停止の申立てに係る判断をなしうる地位にはなく、今回の執行停止決定は、審査庁としての地位を著しく濫用した違法なものであること

このようなこと等から、国土交通大臣の執行停止決定は違法な国の関与であると主張しているものです。

私は、かねてから申し上げているとおり、辺野古新基地建設問題は、司法ではなく対話によって解決策を求めていくことが重要と考えております。

去る11月6日の菅官房長官との面談においても、直接、対話による解決策を講じるための協議の場の設置を求めたところ、現在までの約3週間、杉田官房副長官と謝花副知事との間で、4回にわたって協議を行ってまいりました。

しかし、これまでの政府との協議及び昨日の安倍総理との協議においては、東アジアの安全保障環境の変化や、辺野古移設では普天間飛行場の早期の危険性の除去が困難であること、工事予算が膨大になること、軟弱地盤の問題があることなどについて話し合いましたが、政府からは十分な回答がなく、辺野古が唯一の解決策との従前の説明を繰り返すのみでした。

国地方係争処理委員会は、平成28年に、「国と沖縄県は、普天間飛行場の返還という共通の目標の実現に向けて真摯に協議し、双方がそれぞれ納得できる結果を導き出す努力をすることが、問題の解決に向けての最善の道である」との見解を示しております。

県としては、このような見解も重く受け止めた上で、国との対話を継続することにより解決を図っていこうと考えているところですが、そのためには、違法な執行停止決定は取り消される必要があります。

同委員会におかれましては、こうしたことも踏まえた上で、同委員会が設けられた趣旨に則り、中立・公正な審査をお願いしたいと思っております。機会を頂ければ、私からも直接、同委員会において県の主張を陳述したいと考えております。

私は、辺野古に新基地はつくらせないという公約の実現に向けて、全身全霊で取り組んでまいります。

私はぶれることなく、多くの県民の負託を受けた知事として、しっかりとその思いに応えたいと思っておりますので、県民・国民の皆様の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

平成30年11月29日
沖縄県知事 玉城 デニー